

## 山口県スポーツ指導者バンク設置要綱

### (設 置)

第1条 県民の多様化、高度化したスポーツ活動のニーズに応じた専門的な資格を有した指導者（以下「スポーツ指導者」という）についての適切な情報提供ができるようにするため、山口県生涯スポーツ推進センターに山口県スポーツ指導者バンク（以下「指導者バンク」という）を設置する。

### (業 務)

第2条 指導者バンクの目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツ指導者の発掘、登録に関すること。
- (2) スポーツ指導者の登録データ作成に関すること。
- (3) スポーツ指導者の紹介に関すること。
- (4) 指導者バンクの情報提供に関すること。
- (5) その他、目的達成に必要と認められる事項に関すること。

### (事務局)

第3条 山口県生涯スポーツ推進センターに置く。

### (その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、指導者バンクの運営について必要な事項は別に定める。

### 付 則

この要綱は平成31年 4月 1日から施行する。